

## 中小企業省力化投資補助事業

# イノベーション製品応援プログラム 案内資料

2026年1月13日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 目的

省力化効果が高く、革新的な製品を製造している中小の製造事業者を応援することが目的

## 概要

中小・小規模企業やベンチャー企業が製造する製品について、一般型での審査を経ることによって、その有用性が認められ、より簡易にカタログ登録を進めることができる制度です。

ベンチャー企業等、中小の製造事業者が省力化投資補助金（一般型）において、中小企業等と連携してイノベPGに申請し、事務局の審査の結果、「イノベーション製品（以下、イノベ製品）」と認定された場合、省力化投資補助金（カタログ注文型）のカタログに直接登録申請することが可能となるプログラムです。

省力化投資補助金（一般型）を活用する中小企業等の皆様にとっても、中小の製造事業者の革新的で優れた省力化技術を持つ製品を導入することで審査において考慮され、相見積もりも不要となります。

## イノベ製品の主な要件

- ・著しく高い省力化効果が確認できること
- ・高い革新性のある製品であること
- ・中小の製造事業者が製造する製品であること

## 中小製造事業者(一般型における製品導入元)

## 中小企業等(一般型における申請者)

①省力化製品の導入計画の策定／省力化投資補助金（一般型）への申請準備

②一般型におけるイノベPGに申請するための提出書類を準備

提出書類の提供

一般型 | 応募申請

③一般型への応募申請の提出  
(イノベPG含む)

(汎用化など)カタログ登録の要件を満たさずカタログに登録できない場合も、イノベ製品の認定は可能

カタログ注文型 | カタログ登録申請

イノベ製品と認定された製造事業者はカタログ登録申請が可能

⑧カタログ登録申請

⑨事務局審査（カタログ登録審査）

⑩登録完了～カタログ掲載

⑥事務局審査（応募審査）

⑦採択（イノベ製品の認定含む）

応募申請時にイノベ製品の認定を受けた場合、中小企業等は交付申請で見積書の提出は不要です。（認定の可否は応募申請の採択時にお知らせします。）

革新的な製品は応募審査で考慮される。

イノベ製品の認定について、採択通知でお知らせします。なお、不採択の場合、イノベ製品の認定は受けられなかったこととなります。

## イノベ製品の一般型応募申請における要件

以下の（1）～（5）と次ページの（6）を満たす製品をイノベ製品とします。

### （1）導入予定製品の製造元が中小企業等に該当すること

→ 中小企業等の定義については、[一般型の公募要領（2-1）](#)をご参照ください。

### （2）導入予定製品が、導入予定日の直近10年以内に販売開始されたものであること

→ 直近10年以内に販売が開始された製品が対象となります。

### （3）導入予定製品が、独自の技術・機能を備えた製品であり、その内容が選定理由書内で示されていること

→ 本要件への該当有無は、見積書、カタログ、選定理由書の審査において判断されます。また応募申請時点における当該製品を内包するカテゴリの有無も考慮要素となります。

### （4）導入予定製品について、著しく高い省力化効果が確認できること

→ 本要件への該当有無は、事業計画の審査において判断されます。

### （5）導入予定製品が、ソフトウェアのみで構成された製品でないこと

→ カタログ注文型におけるカタログ製品については、ソフトウェアは対象外です。

## イノベ製品の一般型応募申請における要件

前ページの（1）～（5）と以下の（6）を満たす製品をイノベ製品とします。

### （6）導入予定製品の製造元が「イノベーション製品応援プログラム 製造事業者申請書」に記載の宣誓事項に同意すること

→ 宣誓すべき事項は以下の通りです。

#### 《宣誓事項》

- ・本プログラムに申請する製造事業者は製品の納品先である中小企業等（申請者）と共同で、本プログラムの内容を十分に理解したうえで、申請をおこなうこと。
- ・登録申請時点において、日本国内で法人登記され（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）、日本国内で事業を営む法人であること。
- ・経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ・反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- ・申請時点のみならず、事業実施期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- ・中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- ・「イノベーション製品応援プログラム 製造事業者申請書」及び申請された内容に虚偽等がないこと

## 申請における留意事項

### ● 1 応募申請につき 1 イノベ製品の申請

- 1 応募申請で、複数のイノベ製品を申請することはできません。
- 複数製品を組み合わせて、1つのイノベ製品として申請することは可能です。

その場合、申請書には該当する製品型番を全て記入して下さい。なお、導入事業者が独自に複数製品を組み合わせる場合は対象となりません。あくまで組み合わせでの導入が前提となるような製品が対象となります。

### ● イノベPGの申請は製造元（製造事業者）からの申請のみ対象

- 販売事業者など製造事業者以外からの申請はイノベPGの対象外となります。
- 製造事業者が代理店などに販売を委託している場合は、その旨を申請書にご記入ください。  
(その場合、ご提出いただく見積書は販売事業者が発行するものでも可)

### ● イノベ製品として認定された製品は、事務局ホームページにて公表します。

### ● 一度イノベ製品として認定された製品の導入を事業計画に含む場合は、イノベPGへの申請として行う必要があります。

- 必要書類も初回申請時と同じものが必要となりますのでご注意ください。

## 一般型 | 応募申請 提出が必要な書類

一般型の応募申請において、通常、提出が必要な書類に加え、イノベPGに申請する場合は、以下の書類を提出する必要があります。  
(通常、提出が必要な書類については、応募申請の手引きでご確認ください)

No	提出資料	詳細	提出条件
1	【指定様式】 イノベーション製品応援プログラム 製造事業者申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者が作成し、提出してください。</li> <li>・様式は事務局指定となります。</li> <li>・製造事業者の基本情報および導入予定製品に関する情報を入力してください。</li> </ul> <p>※本様式は、要件（1）及び（2）の確認に必要となりますので、資本金や製品の販売開始日等について正確に記載してください。</p>	必須
2	製造事業者の履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者の履歴事項全部証明書を提出してください。</li> <li>・登記情報サービスの出力等では申請できません。</li> <li>・発行から3か月以内のものに限ります。</li> </ul>	必須
3	導入予定製品の見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入予定製品の見積書を提出してください。 (製造事業者が一般型に申請する中小企業等に対して発行したもの)</li> </ul> <p>※直販でない場合は、販売事業者が発行したものでも可</p>	必須
4	【指定様式】導入予定製品の選定理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の一般型の応募申請に申請する中小企業等が作成する書類。</li> <li>・様式は事務局指定のものとなります。</li> </ul> <p>※本様式は、要件（3）の確認及び、相見積もり不要となることの根拠として必要となりますので、導入予定製品の独自性や、販売元が限られていることが客観的に分かる内容を記載ください。</p>	必須
5	導入予定製品のカタログ・説明資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入予定製品の詳細がわかる説明資料あるいはカタログを提出してください。</li> <li>・特に導入予定製品について製造事業者固有の技術が用いられていることがわかるものを提出ください。</li> </ul>	必須

## カタログ注文型 | カタログ登録申請の登録要件

◇製造事業者に関する要件

(1) 省力化製品・製造事業者登録要領の「3－1.製造事業者登録の要件」におけるすべての要件に合致すること

- 登録要領の製造事業者の要件をすべて満たすこと

◇製品の要件

(2) 省力化製品・製造事業者登録要領の「3－2.省力化製品の要件」（要件（1）の①②除く）におけるすべての要件に合致すること

- 導入する製品が登録要領の省力化製品の要件をすべて満たすこと

(3) 省力化製品・製造事業者登録要領の「3－3.省力化製品に関して対象外となる要件」における要件に合致しないこと

- 導入する製品が登録要領の対象外の要件に合致しないこと

(4) (複数の製品や周辺機器を組み合わせて稼働する製品の場合は、)構成品目の個数と単価が明確であること

- カタログ登録には、単価の登録が必要となります

(5) 製品価格（単価）が、一般型において提出した見積書の金額以内に収まっており、かつ単価50万円以上であること

- 一般型の見積以下であること、また一般型の機械システムの要件である、単価50万円（税抜）以上であること

## 登録における留意事項

### ●カタログ注文型における製品カテゴリとの重複

→ 原則、カタログ注文型の製品カテゴリに登録されている製品群は、汎用製品と位置付けられているため、イノベPGの製品と重複して登録されることはありません。事務局では定期的にイノベ製品の見直しを行い、イノベ製品として登録された製品について見直し時点で該当するカテゴリが開設されている場合には、当該製品についてカテゴリに登録をし直していく場合がございますので、あらかじめご留意ください。

### ●イノベ製品としてカタログに登録された製品の取消について

→ イノベPGの製品としてカタログに登録された製品であっても、登録後にその内容等に疑義がある場合、詳細を確認の上、登録を取り消す場合があります。

## カタログ注文型 | カタログ登録申請 提出が必要な書類

カタログ注文型のカタログ登録申請において、イノベ製品と認定された製品の登録を行う場合は、製品申請書については「【指定様式】イノベーション製品応援プログラム用製品製造事業者審査申請書」を提出してください。その他の書類については、通常のカタログ登録申請と同様となりますので、詳細は「省力化製品・製造事業者登録申請の手引き」をご確認ください。